

シ、クマなどの野生生物が集落域、さらには都市部へも出没するようになってきました。こうした野生生物による文化財被害について、対策を講じる必要が生じており、文化財の活用に際しても、見学者等への安全面の配慮などが課題となっています。

このような状況を踏まえ、これまで以上に防火、防災及び獣害対策の充実に向けた取組が求められているところです。

第4章 「地域計画」策定の際に指針とすべき事項

本章では、府・市町村とも目指すべき将来像を示すとともに、それを実現するためには必要な文化財の保存・活用を図るための基本的な4つの方針を示します。

1 目指すべき将来像

「府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること。」

南北に長く広大な府域には、長い歴史の中で、守り育てられてきた多種多様な文化財が各地に所在しています。

その中には、地域の歴史や文化を考える上で重要な意味を持っているにもかかわらず、未指定となっている文化財も数多くあります。これらは、所有者をはじめ、その価値と重要性を理解する多くの人たちの弛まぬ支援と努力によって、今日まで守り伝えられてきました。しかし、社会の大きな変化は、こうした未指定を含む文化財の保護・継承に大きな影響を与えつつあります。

文化財は国民共有の財産であるとともに、それが所在する地域の人たちにとって身近なものであり、心のよりどころとしてかけがえのないものです。そして、地域づくりの核となるなど、地域の未来を考える上でも、様々な可能性をもっています。

これから文化財保護行政においては、従来とは異なった視点や観点を取り込みつつ、文化財が地域の人たちに愛され、地域の誇りとして、地域の未来に希望を与えるものとして進めていく必要があります。その保存と活用には、府と市町村が一層の連携を深め、常に検討を加えながら、より多くの地域の人たちが関わる環境をつくりだしていくことが必要です。

2 文化財の保存・活用のための基本的な方針

(今後の文化財保護行政の在り方)

今後の文化財保護行政を進める上では、文化財の本質的価値を保つことを前提に、時代の流れや社会の変化に対し、やむを得ない場合には必要に応じて調和のとれた変化を容認し、文化財の保存・活用をより効果的で、持続可能な取組していくことが重要です。

こうした観点で、ここでは前項に示した「目指すべき将来像」を実現するための基本的な4つの方針を記しています。これは、これまで府が実施してきた取組

をふまえたのですが、それぞれは相互に関連しています。その内容を更に充実させ、今後の文化財の保存・活用を適切に進める上での重要事項として位置づけ、府と市町村が連携して、次章に示す取組を行うこととしています。

府内市町村においては、これを「地域計画」を策定する際の指針とともに、「地域計画」により管内の文化財保護行政を進める際には、これまで以上に府と連携して取り組むよう求めます。

(1) 文化財の指定等による保護の促進

(調査の充実と調査成果の取扱)

文化財の指定等を促進するためには、府内の未指定文化財の調査の充実が必要です。多様な文化財を対象とした調査にあたっては、これまでに実施された諸調査の成果の整理をはじめ、体制の整備や地元の関係団体及び文化財保護審議会、大学等の研究機関などの関係機関との幅広い連携を強化する必要があります。

また、類型ごとの詳細な調査を継続的に進めることに加え、調査成果を整理し、周辺の文化財との関連性を研究することにより、新たな価値を見いだすことも必要となります。こうして明らかになった調査成果は、広く公開活用することが求められます。

なお、調査成果の公開にあたっては、盗難や個人情報の流出などにつながらないよう、多様な文化財の性格に応じた適切な資料等の取り扱いが必要です。

(地域にとって価値ある文化財の位置づけ)

調査では、府教育委員会と市町村に加え、上記のように関係機関との連携を強化するとともに、住民から得られる情報の収集に努め、地域にとって重要な価値をもつ文化財の掘り起こしに努めることが大切です。

常に地域にとっての意味や価値を明らかにするという視点で、文化財の位置づけを行うとともに、文化財の適切な保存方法や将来的な活用方法を検討することも必要です。

(文化財指定等の推進)

国・府・市町村では、これまで文化財の指定等を行うことにより、その保護施策を進めてきました。今後一層調査を充実させ、その成果により文化財指定・登録を促進することで、早急かつ確実な保護を図ることが求められます。また、現在の価値付けでは指定等が難しい未指定文化財であっても、地域にとって重要な意味を有するものについては、その保存活用が図られることが重要です。

(文化財所有者への支援)

文化財の所有者に対し、維持管理や修理、防火、防災、防犯対策に関して技術的な指導や助言を行うとともに、法・条例等に基づいて、適切な保存・活用が図られるよう、財政的な支援を行うことが重要です。

また、文化財にかかる伝統的な行祭事等において、道具、材料等を維持継承していくための費用負担が軽減されるよう支援することも必要です。

(2) 文化財の保護体制の強化

(地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくり)

これまでのように、文化財の所有者や管理者のみでは、文化財を適切に保護・継承することが困難になっています。今後は、多くの人々が文化財の保護と継承に関わる新たな環境を創出し、その協力を得て文化財を守り伝える仕組みをつくることが求められます。このためには、文化財所有者、行政機関と関係団体、研究機関等が連携し、地域の中でその価値を明確にして、文化財が適切に公開され、より多くの人たちがその保存・活用に積極的に関われる環境づくりを進めることが最も重要です。

(関係団体や関連部局等との連携強化)

府内には、文化財の保護に関わっている様々な機関や団体があります（第8章参照）。また、市町村や地域ごとに文化財の保存や活用に取り組んでいる文化財愛護団体や郷土史会などもあります。こうした関係機関や団体とこれまで以上に連携していくことが必要です。

過疎化・少子高齢化、防火・防災・防犯及び獣害対策など、文化財を取り巻く課題は、広く社会的な課題でもあります。今後の適切な文化財の保存・活用を促進するためには、自治体内の関係部局等と情報共有を図るなど、連携して取り組むことが求められます。

(人材の配置と育成)

上記のような業務を適切に行うためには、文化財保護を所管する部局に、これを担当する人材を配置することが求められます。また、職員に対しては、市町村や博物館、大学等と連携した研修の機会を増やすとともに、その内容を充実させるなどの取組が必要です。

また、次世代育成の観点から、文化財を子どもたちにとってより身近なものとして感じてもらうため、小・中学校、高等学校等での学校教育や社会教育と連携

して文化財を活用し、文化財の普及啓発を図る取組を進めることも重要です。

これらを通して、子どもたちが地域の伝統的な行祭事等の無形の文化財にも積極的に関わり、地域の歴史やその魅力を見出すことで、将来にわたり無形の文化財等の保護、継承を担うことが望まれます。

(3) 文化財保護を支える技術等の継承

(修理等に関わる技術の継承や材料、道具等の調達の継続)

文化財保護を支える技術等の継承とは、文化財の維持管理や修理事業に関わる技術が継承され、その材料、資材、道具類が適宜調達される産業が継続されることです。

近年の社会の変化は、各種文化財の維持管理や修理に関する事業者を取り巻く産業構造に大きな影響を与えています。文化財保護の視点からは、修理事業等を今後も継続的に実施することや、技術の文化財指定や認定を促進するなど、その保護施策に取り組むことが必要といえます。

しかし、その歴史性などから、事業者の多くは、財政基盤が小さい零細な企業の場合が多く、産業構造の変化による影響を受けやすい状況にあります。今後、これらの需要の継続や拡大を進めていくにあたっては、商工及び農林関係の部局と連携して、その実態を把握し、個別の課題解決の方法を探ることも必要です。

(4) 文化財の地域的な保存・活用の促進

(文化財の地域的な保存と活用、地域の福祉)

文化財には、古くから地域の人たちが慣れ親しみ、自らと地域とを繋ぐ絆として存在してきたものが多くあります。それは地域で行われる祭りや行事であるほか、風景の中に溶け込んで存在してきた社寺の建造物、丘の上に所在する古墳、またそれらを取り囲む森などの場合もあるでしょう。こうした文化財を複数のまとまりとして保存することは、地域の人たちが、こころ安らかに生活を営み続ける上で大きな支えになると思われます。そして、それは地域コミュニティの活性化や今後のまちづくり施策へも貢献するとともに、地域の福祉という観点からも、大きな役割を担うことになると考えられます。

これまで文化財は単独でその保存・活用を行うことが多くありましたが、近年は一定の範囲内に点在する複数の文化財を面的に把握し、価値付けを行い、時には周囲の景観を含めて保存・活用を図る取組が見られるようになってきました。

今後の文化財の地域的な保存・活用においては、こうした文化財保護の在り方も重要です。

(文化財の保存と活用の在り方)

文化財の活用には、様々な目的や方法があります。より多くの人たちに文化財の価値や魅力などを伝える普及啓発などの取組や、学校教育や社会教育と連携し、多くの子どもたちが地域の歴史や文化を理解するために、文化財に接する機会を設けることもその一つです。さらに、高等学校では文化財の価値を専門的に深く学んだり、より広いエリアの多様な地域の文化財を体験する機会の創出も考えられます。また、文化財を観光資源や地域活性化のために活用する取組も、今後一層進められると考えられます。

こうした文化財の様々な活用は、多くの人たちが文化財に触れ、その魅力を共有できる機会を生み出し、その保護・継承を支える新たな環境をつくりだす上で、重要な意味をもっています。

ただ、いずれの場合においても、文化財の活用は、その適切な保存が前提です。そのためには、適切な保存活用計画の作成などにより、文化財の活用にかかるリスクを十分に検討し、公開にあたり、対策を講じておく必要があります。

多様な文化財の状態に応じた十分な保存対策が講じられていないと、活用によるき損や滅失の危険性が生じます。また、一定の対策が講じられていても、過剰に活用された場合、文化財の本質的な価値を損う恐れがあります。

このように文化財の保存と活用の均衡を重視し、その保存環境の整備が図られた上で公開していくことが重要です。

第5章 文化財の保存・活用を図るために府が講ずる措置

本章では、第4章で掲げた将来像を実現するために必要な4つの方針に基づき、府が文化財の保存・活用を図るために講ずる措置について、1～4に示すとともに、5に府内市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成について、6に府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画について示しています。

1 文化財の指定等による保護の促進

(1) 府が主体となって行う調査等に関する取組

調査には、指定等のために実施する未指定文化財調査をはじめ、文化財の分野毎に国庫補助を受けて実施する悉皆調査や詳細調査などがあります。調査成果は、報告書等により公開され、適切に活用されるよう図ります。

各分野で府が実施している調査等は下記のとおりです。

①建造物調査（悉皆調査、詳細調査）

（各種建造物等の悉皆調査）

京都府では、明治30年に実施された京都府域の古社寺建造物の悉皆調査以降、近世社寺建築、近代和風建築、近代化遺産などの悉皆調査をおこなってきました。これらの調査成果に基づき、貴重な建造物等について指定・登録・暫定登録を図ってきました。今後も必要に応じ、調査を実施していきます。

（保存修理事業に係る調査成果等の活用）

国・府指定等の文化財建造物の保存修理事業においては、修理方針や方法等を決定するための調査が必要となります。特に所有者から受託する国宝・重要文化財建造物の保存修理事業においては、府教育委員会の技術職員が詳細な調査を実施しています。調査結果は、建造物を後世に伝えるだけでなく、現代の様々な研究の材料となるため、事業終了時に報告書を刊行するとともに、その文化財的価値に係る新たな知見が発見された場合には、適宜、普及啓発に努めています。

②美術工芸品調査（保存のための詳細調査・緊急調査）

昭和16年4月から実施された府内全域の寺院を対象とする学術調査「京都府社寺重宝調査」以降、江戸時代障壁画、肖像彫刻など、各分野においてさまざまな詳細調査が行われました。また、昭和51年から58年にかけては、文化庁と連携して「文化財集中地区特別総合調査」が実施されました。これらの調査成果に基づき、貴重な美術工芸品の指定・登録・暫定登録を継続的に進めています。一方、古文書等は、歴史的に社寺等にまとまって伝來した古文書群を中心に調査を進めてきましたが、今後も引き続き市町村や地元の博物館、資料館と連携して調査を実施していきます。

③民俗文化財調査（悉皆調査・詳細調査）

昭和 37 年以来、民謡、諸職、民俗芸能、方言収集などさまざまな民俗文化財の悉皆調査を実施し、貴重な成果となりました。また、平成 30 年度から地域で伝承されてきた祭り・行事を対象とする悉皆調査を実施しています。その調査成果により明らかとなった地域の祭りや行事を、指定等により保護を図るとともに、引き続き継承できるよう、情報共有に努めながら、活用していきます。

④史跡名勝天然記念物調査（各種記念物・埋蔵文化財の悉皆調査）

（各種記念物・埋蔵文化財の悉皆調査）

近年は中世城館跡調査などを実施、平成 30 年度からは、歴史の道調査を実施しています。これからも各種文化財の悉皆調査を実施していきます。また、調査成果により明らかとなった貴重な遺跡等が、指定等により保存が図られるよう努めます。

（特別天然記念物カモシカ調査）

府は本州最西端の特別天然記念物カモシカの生息地です。京都府では、昭和 61 年からカモシカ調査（生息数、生息密度、生息環境のモニタリング）を実施し、適切な個体群管理に役立ててきました。今後もカモシカ調査を継続し、その保護に努めます。

⑤埋蔵文化財調査

（大規模遺跡の調査・研究、保存・活用）

京都府では昭和 48 年度から古代宮都恭仁宮跡の保存活用調査を実施してきました。引き続き木津川市と協力連携し、その調査・研究、保存・活用を推進していきます。京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる国指定史跡乙訓古墳群の指定にあたっては、各市町と連携し、その保存に協力してきました。また、長岡京跡の調査研究を進める長岡京連絡協議会の開催など、引き続き複数の市町村にまたがる大規模遺跡等の保存と活用の推進を図っていきます。

（各種開発事業に伴う調査）

埋蔵文化財と開発事業の円滑な調整を図るため、遺跡地図作成のための遺跡の分布調査、試掘確認調査、ほ場整備の本発掘調査等の各種調査を実施していきます。

これまでの発掘調査出土品を再検証、遺跡の調査研究を推進するため、出土品再整理事業を実施していきます。

（2）文化財指定等による保護の推進

（府文化財指定等の促進）

昭和 58 年から、条例に基づいて指定・登録を進め、現在の府指定・登録文化財は計 780 件、将来国や府の指定となる可能性のある暫定登録文化財は現在 1,143 件です（平成 31 年 4 月 1 日現在）。

引き続き指定、登録、暫定登録等を促進することにより、文化財のき損、滅失

からの保護を図ります。

(文化財指定等に係る調査の充実・促進)

府指定等に関する調査では、地元の歴史や文化にとって重要な意味を有しており地域にとって価値をもつ文化財や伝承地や風景地なども調査の対象に含め、地元市町村等と連携した調査を行います。

調査にあたっては、文化財所有者等に対し、文化財の適切な保存・活用の方法について指導助言を行い、市町村と連携して調査結果が「地域計画」策定の際の基礎資料としても活かすことができるよう努めます。一方で、全国的にも価値が高いと判断される文化財については、その価値に応じた指定等がなされるよう、文化庁や大学等の研究機関と連携して、調査・研究を進めています。

また、無形の文化財の調査にあたっては、公開の状況、後継者の育成などその保護継承と普及啓発に関する取組も併せて把握するよう努めます。

(国の文化財指定を積極的に推進)

将来国指定となる可能性があると考えられる文化財については、府教育委員会として、引き続き調査を進めるとともに、市町村と連携しつつ、国指定文化財の新規指定・追加指定等について積極的に取り組んでいきます。

(3) 府が主体となって行う国宝・重要文化財等の保存修理事業等

(適切な周期による文化財建造物の保存修理)

文化財建造物の修理は、概ね 150~200 年に一度実施されます。建物を部材単位に解体し、補修後また組み立て直す解体修理等の「根本修理」と、その間の適切な時期に行う屋根葺替、部分修理、塗装などの「維持修理」に分類でき、建物の破損状況に応じて、適切な周期で修理を実施することが求められます。

(文化財建造物保存修理の適切な実施)

府教育委員会では、明治 30 年の古社寺保存法施行以来、国宝・重要文化財建造物の保存修理事業について、それぞれの所有者から委託を受けて実施してきました。このような実施方法は、全国では京都府・奈良県・滋賀県のみです。とりわけ京都府では、宮大工の雇用や 19 名の技術職員の配置など全国一の体制を整え、約 130 年の実績と経験に基づいた高度な知識や技術により事業を適切に実施しており、これが京都府の文化財保護行政の大きな特色の一つとなっています。府内の国宝・重要文化財建造物は 669 棟（令和元年 10 月 21 日時点）あり、

今後も増加することが予想されます。文化財建造物を良好な状態で後世に伝えるため、常に所有者と情報を共有しつつ、適正な人員体制を整え、適切な時期にこれらの修理事業を実施していきます。

(修理事業を支える技能者の育成と技術の伝承)

文化財建造物の修理は、破損や劣化した部分を修復し、健全な姿を保つことが基本です。また、諸調査によって明らかとなった適切な姿に修理するなど、対象建造物の価値を損なわないで、その時代に即した伝統的工法により高度で的確な修理が求められます。このため府教育委員会では、文化財所有者から受託して実施する国宝・重要文化財建造物の修理事業にあたって、「国宝重要文化財建造物修理工事入札参加資格制度」により、入札への参加資格条件として、高度な伝統技術を有した技能者の安定的な雇用などを設け、技術者の育成や技術の伝承に取り組んでいます。今後も様々な機会を通して、技能者の育成に協力し、より多くの企業が入札参加資格を得られるよう努めます。

(保存修理事業に係る調査成果等の活用)

国・府指定等の文化財建造物の保存修理事業においては、修理方針や方法等を決定するための調査が必要となります。特に所有者から受託する国宝・重要文化財建造物の保存修理事業においては、府教育委員会の技術職員が詳細な調査を実施しています。調査結果は、建造物を後世に伝えるだけでなく、現代の様々な研究の材料となるため、事業完了時に報告書を刊行するとともに、その文化財的価値に係る新たな知見が発見された場合には、適宜、その普及啓発に努めています。

(4) 文化財所有者・管理者への支援

(維持・管理、保存修理、修景整備事業への支援)

府教育委員会では、国・府指定等文化財の所有者及び管理者が実施する指定等文化財（暫定登録文化財を含む）の修理事業や整備事業、維持管理、防火・防災・防犯対策に係る事業に関して、それらが適切に実施され、その文化財的価値が後世に引き継がれるよう、指導・助言するとともに、財政的支援を行っていきます。

また、府教育委員会は保存修理事業等への各種補助制度や仕組みについて、必要な情報を提供し、所有者の実態に応じた方法をともに考えていきます。

(文化財にかかる伝統的な行祭事等への支援)

府教育委員会では、無形民俗文化財の指定や登録がなされている伝統的な行祭

事及び風俗習慣等が継承されていくよう、その担い手や保存団体等へ、継承のための情報などを提供するとともに、指導・助言などを行います。また、そこで使用される道具・材料をはじめとして、無形の民俗文化財を維持・継続するために必要な経費について、助成していきます。

(情報交換や研修の実施)

文化財の所有者や管理者、また無形民俗文化財の担い手や保存団体が他の所有者等と情報交換することは、文化財の適切な保存や活用を進めるに当たって有意義です。こうした情報交換の場を積極的に設けるとともに、広域的に収集した文化財の保護・継承や維持管理、防火・防災・防犯に係る留意事項などの情報を所有者等へ提供するための研修会を開催し、様々な課題解決の支援を行います。

(未指定文化財保存修理等への支援)

対象が未指定文化財であっても、地域にとって貴重な文化資料等については、府文化スポーツ部が所管する「社寺等文化資料保全補助金」や「文化財を守り伝える京都府基金」事業等と連携し、所有者及び管理者が実施する保存修理事業が適切に実施されるよう技術的な支援を行います。

(5) 防火・防災・防犯対策、罰則規定の強化

(防災・災害発生時の対応は第7章を参照)

(「文化財所有者のための防災対策マニュアル」による対策の徹底)

府教育委員会では、京都市消防局や同市文化財保護課と連携し、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」（「地震対策編」「風水害対策編」平成23年3月、「防火・防犯対策編」平成25年3月）を作成し、府内の文化財所有者や管理者を対象に、これまでから防災対策等を周知してきました。

今後も、自然災害による文化財被害をはじめ、文化財の火災被害、さらに液体散布などによる文化財のき損や盗難等に対応するため、文化財所有者等への対策について指導・助言を行うとともに、対策事業への支援に努めます。

また、国・市町村、大学、博物館、研究機関などとも連携し、災害が発生しても被害の軽減が図れる効果的な防災対策についても検討を進めます。

(これまで以上にきめ細かな視点による防災対策)

近年の自然災害は、過去に例のない規模のものが多発しています。その対策として、きめ細やかな視点で巡視を行うことも、重要と考えています。府とし

て、今後、その必要性の周知に努めていきます。

(防犯・獣害対策)

文化財の効果的な防犯対策についても、関係機関と連携して検討するとともに、監視カメラをはじめとする防犯設備の設置について、所有者へ指導・助言を行うとともに、財政的支援を行います。アライグマをはじめとする野生動物による被害対策についても関係部局と連携して、その駆除や対策設備設置等への支援などに取り組みます。

(地域が一体となって文化財を守る環境づくり)

市町村や関係機関等と連携し、地域が一体となって文化財を守る環境をつくりだすよう努めます。

(条例改正による府指定等文化財へのき損に係る罰則強化)

今後文化財の活用が促進されるにしたがって、文化財のき損、劣化や盗難のリスクが高まると考えられます。今後の対応として、国宝・重要文化財と同様に、府指定等文化財へのき損に関する罰則規定を強化します。

2 文化財の保護体制の強化

(地域で文化財を守り伝える仕組みづくり)

地域の人たちが文化財を身近に感じ、これを地域の誇りとして、地域全体で文化財を守り伝えていくには、地域の実態に応じたさまざま仕組みが考えられます。府教育委員会として、地域に応じた仕組みが創出されるよう、市町村や地域と連携していくことが、文化財を保護する体制の強化につながると考えられます。

そのために、関係機関や団体と連携し、これに関わる事業を推進するとともに、市町村等が実施する様々な取組に積極的に協力します。

(文化財を未来へつなぐ心の教育)

学校教育や社会教育で文化財の活用を進めることも重要です。後述する丹後・山城両郷土資料館等をさらに活用し、将来の文化財の保護継承を担う大きな可能性を秘めた子どもたちをはじめ多くの人たちが、地域の文化財に接し、体験できる教育の機会を積極的に設けるよう努めています。

また、小学校、中学校、高等学校等と連携し、生徒や子どもたちが文化財の伝統的な技術を体験するワークショップやイベントを積極的に開催するよう努めて

いきます。

(自治体内関連部局等との連携強化)

文化財が直面する課題の多くは多岐にわたり、文化財のみにとどまらない大きな社会的課題といえます。諸課題に関連する府内の様々な部局と常に情報共有するなど連携を深め、課題解決への取組を進めます。

3 文化財保護を支える技術等の継承

(国宝・重要文化財の保存修理等にかかる技能者の技術向上、後継者育成)

重要文化財の保存修理に関わる伝統的な技術の継承、技能者の育成に重要なことの一つはその需要の拡大です。府教育委員会としては、今後も国宝・重要文化財の保存修理事業をはじめ、府指定等文化財の保存修理事業を継続実施する中で、技能者の育成並びに技術の継承を図っていきます。同時に、資材や材料、道具等の需要拡大についても取り組みます。

重要文化財の修理技術をはじめ、無形文化財、民俗文化財の保存を支える道具類の製作・修理技術や原材料確保、さらに史跡や名勝の修景整備や維持管理など、文化財の保護を支えるための様々な技術の中には、国及び府による選定保存技術の保持者や団体として認定し、その保存が図られているものもあります。

こうした国の選定保存技術保存団体に認定された団体により、技能者の技術の向上や後継者育成を目的とした研修などが開催されており、これらに積極的に支援・協力することで、さらなる技能者の育成や技術の継承に努めます。加えて、団体の保護継承に向けた課題解決のためのさまざまな情報も提供していきます。

また建造物の保存修理事業では、事業に関わる企業が業種毎に設けた団体が、技能者の技術の向上や後継者育成のための研修を実施しており、こうした研修にも積極的に協力していきます。

さらに、後継者育成という面から、学校教育と連携した保存修理現場の公開を促進することで、児童・生徒が修理現場を見学するとともに技能者と接する機会を増やす取り組みにも努めます。

(史跡・名勝の修景・整備事業等に関わる技術の継承と技能者等の育成)

史跡や名勝には、構成要素となる構築物（建造物・石垣等）や庭園などがあります。文化財建造物の保存修理事業と同様に、その維持・管理をはじめ、修理や修景・整備を行うに当たっては、伝統的な技術により実施する必要があり、その

技術を有する技能者の育成、さらには技術の伝承が課題となっています。

今後も、技術の継承並びに技能者の育成にも配慮し、府内の国・府指定等の史跡や名勝の適切な保存のための維持・管理、さらには修景・整備等が継続されるよう支援に努めます。

同様に、石垣や庭園に関しては、国の選定保存技術に選定されている保持者や保存団体があります。こうした団体等が技術の向上や後継者育成を目的に開催する研修等に協力するとともに、広く技能者に参加を呼びかけます。

(設計監理等企業の育成について)

建造物・美術工芸品の防災事業及び史跡・名勝の修景・整備、重要文化的景観の修景等の事業に関して、民間企業が設計監理を行う機会が増加しています。さらに、文化財の保存修理及び保存活用事業の施工を行う企業の育成も必要となりつつあります。こうした現状から、事業が適正に実施されるため、事業に関わる企業に関連の研修等への積極的な参加を促すなど、その育成に努めます。

4 文化財の地域的な保存・活用の促進

(1) 文化財の地域的な保存・活用

(京都府の文化財活用への取組)

次代を担う子どもたちを含めたより多くの人たちが、文化財の価値や魅力を共有する場を提供することは、文化財保護行政推進の環境充実という面で、極めて重要な意味をもっています。京都府では、これまでから以下の取組を実施しており、今後も継続するとともに、一層の充実を図ります。

① 京都府指定文化財の指定・修理にかかる普及啓発

京都府が新たに指定等を行った文化財の解説や修理事業を実施した文化財を紹介するための冊子を作成し、府民の方々に府内の文化財の情報を発信していきます。

② 文化財建造物修理現場の公開

府内にある国宝・重要文化財をはじめとする文化財建造物の新たな魅力を発見し、後世に継承していく重要性を府民の方々に理解していただくため、文化財建造物の修理現場を特別公開する事業を実施していきます。

③ 観光との連携事業

観光部局等と連携し、文化財建造物の修理現場や府指定等文化財を府域の他のコンテンツと組み合わせ周遊する観光ツアー等を行い、にぎわいを創出します。

④ 文化との連携事業

文化スポーツ部と連携し、未指定を含む文化財を活用し、人々が集い文化に親しむ事業を支援します。

⑤ 史跡・埋蔵文化財等の公開・活用

史跡や埋蔵文化財に対する理解を深め、親しんでいただくことを目的に、これまでから埋蔵文化財（遺跡）の発掘調査に伴う現地説明会や、史跡・遺跡をめぐるバスツアー、史跡・遺跡に関する各種の普及啓発冊子を刊行してきました。また、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターに委託して、発掘調査の成果を分かりやすく解説する埋蔵文化財セミナーや発掘調査成果の速報展などを開催しています。これからも、こうした事業を推進していきます。

⑥ 丹後・山城両郷土資料館における文化財の公開・活用

丹後（府北部・中部所管）・山城（府南部所管）の両郷土資料館では、それぞれが所管する地域の文化財を中心とした展示を行うとともに、歴史体験教室、市町村や学校、地域などへの出前授業、府民向けの公開講座や古文書講習会等を行っています。また、継続的に各地に残る歴史・考古・民俗資料の調査や収集等を行い、その成果を展示などにより公表しています。今後も学校教育や社会教育と連携した取組を進めています。

（2）文化財の地域的な保存・活用の在り方

（適切な文化財活用の促進と支援）

文化財の活用は、その適切な保存が前提とされていなければなりません。そのためには、保存活用計画の作成などにより、事前に文化財の保存や見学者に関する対策等が十分に講じられる必要があります。

文化財の適切な保存と活用の促進に努め、これが一層推進されるように、活用にかかる環境整備など、様々な視点での指導・助言や財政的支援などに取り組みます。

（3）世界文化遺産の新規登録への取組

（「宇治茶の文化的景観」世界文化遺産登録推進）

山城地域には京都府選定の文化的景観である「和束町の宇治茶の茶畠景観」や「南山城村の宇治茶生産景観」など宇治茶に関係する文化的景観が各地に見られます。府ではこれらの世界文化遺産の登録に向けて、取組を進めています。

世界文化遺産登録の要件となる国選定重要文化的景観の選定に向けた取組については、各市町村の求めに応じ支援していきます。